

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間連携によりサプライチェーン全体の省力化・効率化・生産性向上を推進。
- b. 製造工程で発生する副産物を再資源化・製品化することで廃棄物の削減を推進すると共に、各種エネルギー原単位の低減にも取り組み、サプライチェーン全体の環境負荷低減と持続可能なものづくりの実現を推進。
- c. IT技術の活用により業務効率化への助言等の支援を推進。
- d. 取引先と連携し、熱中症対策・感染症対策等“安全第一・健康第一”の事業運営を推進。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当社は、各種コンプライアンスを徹底すると共に、“安全第一・健康第一”の事業運営を推進して参ります。

2025年6月6日

(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

太平洋パーライト株式会社
企 業 名

代表取締役社長 下川明人
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。